支援金申請に当たってのポイントをまとめました。
なお、要件などの詳細な内容は、「賃上げ加速化緊急支援金交付要綱」、「賃上げ加速化緊急支援金募集要領」、「よくあるお問合せ」に記載していますので、申請前によくご確認の上申請してください。

賃上げ加速化緊急支援金

申請前に必ずご確認ください

① 対象となる事業者　（募集要領Ｐ２、３）

- ✅ 山梨県内に本社・主たる事業所・支店・営業所等がある中小企業等（公益法人、協同組合等を含む）
- ✅ 県内事業所に常時雇用する労働者が１人以上いること
- ✅ 豊かさ共創やまなしスリーアップ実践企業の認証を受けていること　（申請中でも可）
- ✅ 県税に未納がないこと

※常時雇用する労働者が１人以上おり、県内の管轄税務署へ開業届を提出している個人事業主も対象です。

② この支援金の対象となる賃上げ　（募集要領Ｐ２、Ｐ４～８、Ｐ１０）

次の要件を全て満たす必要があります。

- ✅ 県内事業所で働く労働者の賃金を引き上げること
- ✅ 令和８年８月28日～令和９年６月30日の間に賃上げを実施すること
- ✅ 時間当たり賃金を **50円以上引き上げること**
- ✅ 引上げ後の賃金が **時給1,113円以上** となること
- ✅ 引上げ後の賃金を **６か月以上継続して支払うこと**

※全従業員を賃上げする必要はありません。
※引上げ前の賃金が時給1,113円以上の労働者も対象です。
※上記対象期間中、複数回賃上げした場合も対象です。
※定期昇給も対象です。

③ 対象外となる主なケース　（募集要領Ｐ２、３、７、８、１０）

- ❌ 役員・個人事業主（本人）
- ❌ 日雇い労働者
- ❌ ２か月以内の有期雇用労働者
- ❌ 季節的業務に４か月以内の有期雇用労働者
- ❌ 試用期間中の労働者
- ❌ 同居の親族のみを使用する事業や家事使用人
- ❌ 県外事業所勤務の労働者
- ❌ ６か月継続して賃金を支払えなかった場合　（自己都合退職・定年退職等を含む）

④ 支援金額　（募集要領Ｐ４～６）

支援金の支給額は、次の額のうち、いずれか低い額とします。

（１）支給区分表に定める区分ごとの引上げ額に応じ、それぞれの区分の引上げ労働者数に一人当たり単価を乗じて得た額の合計額

（２）引き上げ労働者数が最も多い区分の上限額（当該区分が２以上ある場合にあっては、そのうち引上げ額が最も大きい区分の上限額）

交付要綱様式第１号の３「賃金引上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート」で支給額を確認することができます（引き上げ前後の時給額を入力すると支給額が自動計算されます）。

⑤ 特に注意が必要なポイント

◆非正規雇用労働者　（募集要領Ｐ７）

パート・アルバイトは対象になりますが、

「6 か月間の賃上げによる事業主負担額」が支援金額（一人当たり支給単価）以上

でなければ対象になりません。

例）　50 円アップ × 480 時間（6 か月の勤務時間数）＝24,000 円

→ 非正規雇用労働者で 50 円引き上げの支給単価は 20,000 円なので、上記の場合は対象

交付要綱様式第１号の３「賃金引上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート」で対象になるか確認することができます（6 ヶ月の勤務時間数を入力すると対象になるか自動判別されます）。

※交付申請時点で対象と見込んだ場合も、実績報告時に要件を満たしていない場合には対象外となります。

◆申請は１回限り　（募集要領Ｐ４）

申請できるのは

１事業者につき１回のみ

です。

賃上げのタイミングが労働者によって異なるなど、複数回実施する場合は、対象者をよく確認してから申請ください。

◆予算上限があります　（募集要領Ｐ４）

交付申請は先着順で受け付けます。

交付申請額が予算額（20 億 7,900 万円）に達した場合は、受付を終了します。

◆交付申請書の提出　（募集要領Ｐ１０）

交付申請書は賃金引き上げ適用日の２ヶ月前から提出できます。

２ヶ月よりも前に申請されても申請は受理しません。

※交付申請書の提出日よりも前に申請の引き上げ額の賃上げを実施している場合はこの限りでありません。